

多賀城市障害者計画等（案）の修正内容について （アンケートのご意見と計画への反映部分）

資料4

	<p>障害者計画と障害福祉計画と共通する部分を一つにまとめるなどし、全体的にボリュームを抑えました。またわかりやすい表現に努めるよう、文章の細部を修正しました。</p>						
1	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 501 863 555">ページ</th> <th data-bbox="863 501 1134 555">修正前</th> <th data-bbox="1134 501 1477 555">修正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 555 863 1305">目次</td> <td data-bbox="863 555 1134 1305"> <p>多賀城市障害者計画（第4期）</p> <p>第1章 計画の概要について ・・・</p> <p>第5章 計画の推進に向けて</p> <p>多賀城市障害福祉計画（第6期）</p> <p>多賀城市障害児福祉計画（第2期）</p> <p>第1章 計画の概要について ・・・</p> <p>第4章 計画の推進に向けて</p> </td> <td data-bbox="1134 555 1477 1305"> <p>計画の概要について</p> <p>第1章 計画策定の趣旨と背景 第2章 障害のある人を取りまく環境</p> <p>多賀城市障害者計画（第4期）</p> <p>第1章 第3期計画の進捗・評価に・ 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 具体的な施策展開</p> <p>多賀城市障害福祉計画（第6期）</p> <p>多賀城市障害児福祉計画（第2期）</p> <p>第1章 計画の基本方針 第2章 障害福祉サービス等の利用状況 第3章 障害福祉サービスの目標及び・</p> <p>計画の推進に向けて</p> </td> </tr> </tbody> </table>	ページ	修正前	修正後	目次	<p>多賀城市障害者計画（第4期）</p> <p>第1章 計画の概要について ・・・</p> <p>第5章 計画の推進に向けて</p> <p>多賀城市障害福祉計画（第6期）</p> <p>多賀城市障害児福祉計画（第2期）</p> <p>第1章 計画の概要について ・・・</p> <p>第4章 計画の推進に向けて</p>	<p>計画の概要について</p> <p>第1章 計画策定の趣旨と背景 第2章 障害のある人を取りまく環境</p> <p>多賀城市障害者計画（第4期）</p> <p>第1章 第3期計画の進捗・評価に・ 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 具体的な施策展開</p> <p>多賀城市障害福祉計画（第6期）</p> <p>多賀城市障害児福祉計画（第2期）</p> <p>第1章 計画の基本方針 第2章 障害福祉サービス等の利用状況 第3章 障害福祉サービスの目標及び・</p> <p>計画の推進に向けて</p>
ページ	修正前	修正後					
目次	<p>多賀城市障害者計画（第4期）</p> <p>第1章 計画の概要について ・・・</p> <p>第5章 計画の推進に向けて</p> <p>多賀城市障害福祉計画（第6期）</p> <p>多賀城市障害児福祉計画（第2期）</p> <p>第1章 計画の概要について ・・・</p> <p>第4章 計画の推進に向けて</p>	<p>計画の概要について</p> <p>第1章 計画策定の趣旨と背景 第2章 障害のある人を取りまく環境</p> <p>多賀城市障害者計画（第4期）</p> <p>第1章 第3期計画の進捗・評価に・ 第2章 計画の基本的な考え方 第3章 具体的な施策展開</p> <p>多賀城市障害福祉計画（第6期）</p> <p>多賀城市障害児福祉計画（第2期）</p> <p>第1章 計画の基本方針 第2章 障害福祉サービス等の利用状況 第3章 障害福祉サービスの目標及び・</p> <p>計画の推進に向けて</p>					
2	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 1305 863 1442">修正内容</td> <td data-bbox="863 1305 1477 1442"> <p>計画の概要について 第1章「計画策定の主旨と背景」の部分に、ご意見の内容を踏まえ、一部文章を加筆修正いたしました。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 1442 863 1980">6ページ</td> <td data-bbox="863 1442 1477 1980"> <p>修正後</p> <p>については、国及び県の障害者施策を基本とし、前期計画における取組の進捗評価をはじめ関係機関の意見等を踏まえながら、本市における障害者施策の様々な分野の取組を、総合的・一体的に推進するためのより実効性のある計画を目指し、「多賀城市障害者計画（第4期）」をここに策定します。</p> <p>このたび、令和3年度をもって第3期計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の進捗評価を行い、障害を抱える方々の地域における自立した生活を支援するため、本市における障害者施策の様々な分野の取組を、総合的かつ一体的に推進するため、「多賀城市障害福祉計画（第4期）」を策定します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	修正内容	<p>計画の概要について 第1章「計画策定の主旨と背景」の部分に、ご意見の内容を踏まえ、一部文章を加筆修正いたしました。</p>	6ページ	<p>修正後</p> <p>については、国及び県の障害者施策を基本とし、前期計画における取組の進捗評価をはじめ関係機関の意見等を踏まえながら、本市における障害者施策の様々な分野の取組を、総合的・一体的に推進するためのより実効性のある計画を目指し、「多賀城市障害者計画（第4期）」をここに策定します。</p> <p>このたび、令和3年度をもって第3期計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の進捗評価を行い、障害を抱える方々の地域における自立した生活を支援するため、本市における障害者施策の様々な分野の取組を、総合的かつ一体的に推進するため、「多賀城市障害福祉計画（第4期）」を策定します。</p>		
修正内容	<p>計画の概要について 第1章「計画策定の主旨と背景」の部分に、ご意見の内容を踏まえ、一部文章を加筆修正いたしました。</p>						
6ページ	<p>修正後</p> <p>については、国及び県の障害者施策を基本とし、前期計画における取組の進捗評価をはじめ関係機関の意見等を踏まえながら、本市における障害者施策の様々な分野の取組を、総合的・一体的に推進するためのより実効性のある計画を目指し、「多賀城市障害者計画（第4期）」をここに策定します。</p> <p>このたび、令和3年度をもって第3期計画の計画期間が終了することから、これまでの取組の進捗評価を行い、障害を抱える方々の地域における自立した生活を支援するため、本市における障害者施策の様々な分野の取組を、総合的かつ一体的に推進するため、「多賀城市障害福祉計画（第4期）」を策定します。</p>						

<p>修正内容</p>	<p>第3章「障害福祉サービスの目標及び見込量」の82ページ「成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の部分に、ご意見の内容を踏まえ、一部文章の加筆修正をいたしました。</p>																	
<p>ページ</p>	<p>修正前</p>	<p>修正後</p>																
<p>3 84ページ</p>	<div data-bbox="391 403 829 571"> <p>【成果目標2】 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>精神障害者が、地域の一員として支え合いながら暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する地域の意識向上を図るため、保健・医療・福祉関係者による連携を進め、精神医療機関、その他の医療機関、地域保健事業者、市町村などの関係機関による連携を推進してまいります。</p> </div> <div data-bbox="391 582 829 795"> <p>【国の基本指針】</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神科病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ・令和5年度末の精神科病棟における1年以上長期入院患者（65歳以上、55歳未満）の目標値と国が提示する値計表を用いて設定する。 ・令和5年度末における入院3ヶ月後病棟、入院6ヶ月病棟及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上86%以上及び92%以上として設定することを基本とする。 </div> <div data-bbox="391 806 829 862"> <p>【目標値の設定】</p> <p>目標値の設定は国の基本指針に即して、県のみでの設定となります。</p> </div> <div data-bbox="391 873 829 1075"> <p>【活動指標】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保健、医療、福祉関係者による連携の場の設置</th> <th>610 3年度</th> <th>611 4年度</th> <th>612 5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健、医療、福祉関係者による連携の場の開設</td> <td>3回</td> <td>3回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>保健、医療、福祉関係者による連携の場への関係者の参加</td> <td>16人</td> <td>16人</td> <td>16人</td> </tr> <tr> <td>保健、医療、福祉関係者による連携の場に関する目標設定の打ち合わせの開催</td> <td>1回</td> <td>1回</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table> </div>	保健、医療、福祉関係者による連携の場の設置	610 3年度	611 4年度	612 5年度	保健、医療、福祉関係者による連携の場の開設	3回	3回	3回	保健、医療、福祉関係者による連携の場への関係者の参加	16人	16人	16人	保健、医療、福祉関係者による連携の場に関する目標設定の打ち合わせの開催	1回	1回	1回	<div data-bbox="909 403 1348 571"> <p>【成果目標2】 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>精神障害者が、地域の一員として支え合いながら暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するために、保健・医療・福祉関係者による連携を進め、精神医療機関、その他の医療機関、地域保健事業者、市町村などの関係機関による連携を推進してまいります。</p> </div> <div data-bbox="909 582 1348 728"> <p>【精神障害者の定義】</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）（定義） 第5条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。</p> </div> <div data-bbox="909 750 1348 985"> <p>【国の基本指針】</p> <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神科病棟から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。 ・令和5年度末の精神科病棟における1年以上長期入院患者（65歳以上、55歳未満）の目標値と国が提示する値計表を用いて設定する。 ・令和5年度末における入院3ヶ月後病棟、入院6ヶ月病棟及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上86%以上及び92%以上として設定することを基本とする。 </div> <div data-bbox="909 1008 1348 1075"> <p>【目標値の設定】</p> <p>目標値の設定は国の基本指針に即して、県のみでの設定となります。</p> </div>
保健、医療、福祉関係者による連携の場の設置	610 3年度	611 4年度	612 5年度															
保健、医療、福祉関係者による連携の場の開設	3回	3回	3回															
保健、医療、福祉関係者による連携の場への関係者の参加	16人	16人	16人															
保健、医療、福祉関係者による連携の場に関する目標設定の打ち合わせの開催	1回	1回	1回															



【精神障害者の定義】

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
（定義）
第5条
この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。